

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後二時三十分開議

◇

○鈴木委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る二十四日金曜日午前九時三十分、参考人として日本大学大学院法務研究科教授角田正紀君、弁護士郷原信郎君及び全司法労働組合中央執行委員長中矢正晴君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房司法法制部長小山太土君及び文部科学省大臣官房審議官浅田和伸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局総務局長中村愼君、人事局長堀田眞哉君及び刑事事局長平木正洋君から出席説明の要求がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

きのうに続いて質問の場を与えていただきまして、ありがとうございます。

きのう、大臣の答弁で、もうちよつと詳しく通告いただければ立派な答弁ができるということをおっしゃられたので、きょうはしっかりと通告しております。立派な答弁をぜひお願いしたいと思えます。

そこでまず、裁判所法改正案について大臣にお

尋ねます。

まず、この法案の立法目的、この白い法案の資料には、「法曹人材確保の充実強化の推進等を図るため、」というふうな冒頭書かれておりますけれども、ここをもうちよつとわかりやすく、大臣の言葉で説明いただけますでしょうか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをしたいと思います。

その前に、先ほどおっしゃられた、事前の通告があれば立派な答弁とおっしゃいましたが、ちよつと違いました、事前の通告があれば立派な議論につながる、こういった思いだったんですが、どんなものでしょうか。それを申し上げた後……（階委員「違う、違う、立派な答弁と言っていましたよ」と呼ぶ）そうですね。それでは、後で議事録を見させていただきます。まだ見ていなかったものですか。思いとしては、立派な議論と申し上げたつもりであります。

それでは、それはおいておきまして、御質問でございます。

法曹人材確保の充実強化の推進等を図るために修習給付金制度を創設することとしたというのは、私は裁判所法改正法案の一番大切な部分だと思えますが、その背景として私が受けとめておりますのは、法曹志望者が大幅に減少しているという現状があるかと思えます。新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも、法曹志望者の確保というのは非常に喫緊の重要な課題といえますか、そのような背景があるう、このように受けとめておる次第であります。

○階委員 大臣の立派な答弁を私なりに解説しますと、要は、私の資料、配らせていただいている一枚目の方にも、ごらんになっていただきたいと思います。法科大学院に入ろうとする人が適性試験というものを受けますね、この適性試験の志願者、受験者数ともほとんど数が減ってきている。その結果、法科大学院の受験者も入学者もほとんど数が減って、昨年は何と千八百五十七人、二千人を切るころまでいったわけですね。昨年の、その上の段の適性試験の志願者を見れば、ことしの四月はもつと減るだろうというふうに見込まれるわけです。かつ、司法試験の予備試験の方は、逆にこれはむしろ増加傾向にある。要するに、法科大学院離れ、かつ、志願者減少ということが顕著に見てとれるわけです。

そして、次のページもごらんになってください。司法試験受験者数と合格者数の推移です。

これは平成十六年、法科大学院が始まった当初、四万三千人もいたわけです。これが何と昨年は六千八百九十九人。私が受験した当時は三万人を超えていたと思いますが、物すごい減少率です。そして、その中で合格者が千五百八十三人。昔は、ピークはたしか五万人ぐらい受けていて、それで合格者が千五百人という時代もあったやに記憶しています。今や七千人を切る受験者で、千五百人も、あえて言いますけれども千五百人も受かってやうですね。これで質が確保できるのかということなんです。こういった状況を脱するためにも、早急に志願者をふやすための有効な手段を打たなくてははいけません。

この問題意識から法律がつくられているという理解でよろしいですか、大臣。いかがですか。

○金田国務大臣 ただいま資料を拝見して伺っております。

私は、ただいま委員が御指摘したような状況、これを、そのとおりのだなどという思いで拝見しておりました。

○階委員 それで、問題は、同じ問題意識を持っていたかということ、しからば、その目的をこの法案で達成できるのかということをお尋ねしたいんです。

司法試験に受かった人が修習を受けた場合、今まで貸与制だったものを給費制にすることによって、どれぐらい志願者がふえるのか。私は、後で説明しますが、甚だ疑問です。

この法案でさっきおっしゃった目的は達成できると思いますが、大臣。

○金田国務大臣 ただいまの御質問につきまして、修習給付金制度が創設された場合に、法曹志望者、志願者というんでしょうか、司法修習生になられた方々の不安要因の一つを一定程度解消することができないのかという意味におきまして、法曹志望者の確保につながるのかな、いかな、このように思っております。

○階委員 ここは私は大いに疑問があると思っております。

資料の四ページ以降をごらんになっていただきたいんですが、これは、昨年の秋に、法務省と文科省が、法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査ということでまとめた

ものです。このページにありますとおり、「法曹等志望の有無」ということで、全体を一〇〇としますと、「現在志望している」あるいは「現在選択肢の一つとして考えている」、これを合わせる。と大体四割ぐらいですね。他方で、「過去に志望していた」あるいは「過去に選択肢の一つとして考えていた」、これが大体三分の一ぐらいですね。残りの四分の一ぐらい、これが志望していないということ、大体こういう三つのカテゴリーに分けられるわけですね。

もう一回言いますが、一番目が四割ぐらい、二番目が三分の一、三番目が四分の一、こういう比率です。

そして、それぞれの部分について、何が学生にとって不安なのか、法曹を志願する上で迷っているのか、これを分析した調査結果が次のページからです。

まず、第一番目のカテゴリーです。現在志望している、あるいは選択肢の一つとしている、この方たちの不安の一番多い原因は、合格できる能力に自信がないというのが一番上に挙がっていますけれども、いいですか、私が手書きで丸をつけた部分、二番目と六番目と七番目と八番目です、これはいずれも法科大学院にかかわるものなんです。

詳しく言いますと、二番目は「大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい」、そして六番目は「大学卒業後法科大学院修了までに二〜三年の期間を要し、時間的負担が大きい」、七番目は「法科大学院修了者の司法試験合格率が全

体として低く、「司法試験に合格できるか不安」だ、八番目は「司法試験の受験資格を得るまでに複数の試験を受けなければならず、負担が大きい」、こういったものが上位にあるわけです。

そして、その間の五番目に、今回の法案にかかわるところ、「司法修習の一年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない」というのが挙がっています。この比率が二七・一%なんですけど、さっき申し上げた四つの部分を単純に合計していきますと一〇〇%を超えるわけです。もちろん、三つまで選べますので、単純に合計するのはちょっと正確性を欠くかもしれませんが、いずれにせよ、単純に合算しますと一〇〇%を超える、こんな数字ですよ。

さらに、この人たちは実際に受けようと思っている人たちなので、この人たちは法曹志願者であるという前提で考えると、今問題なのは、今志願していない方たち、この方たちにこの世界に飛び込んできてもらうための手だてを考えなくちゃいけないわけです。

だから、さっき言った二番目のカテゴリー、もう一枚めくっていただけですか、過去に志望あるいは選択肢の一つとして考えていた学生の不安や迷い、このアンケート結果がまず重要です。そうしますと、さっきの結果よりも、法科大学院に不安を寄せている人が給費制よりはるかに多い、これが見てとれるわけです。このランキングで見てもわかるように、四番目、五番目、六番目、九番目、さっきと同じような法科大学院に関する不安や悩み、そしてその下に修習期間の貸与制の問題

が来ているわけですね。

最後にもう一つ、三番目のカテゴリーです。法曹等を考えたことがない人たちの調査結果。これは、やはり法科大学院が上位に来ていて、五番目、六番目、七番目、十番目、さっき申し上げたのと同じ選択肢が上位に来ていて、その下、十二番目以下ようやく貸与制の話が出てくる。これはわずかに二・八%です。

こういった調査結果、わざわざ法務省と文科省が昨年の秋に調べているんですよ。調べた結果、出してきた法案がこれなんです。私は全く的外れだと思えますよ。法科大学院にメスを入れるのが先決ではないですか。なぜ、ほかの選択肢を考えなかったのか。

いや、まず聞きまますけれども、今回の法案の、貸与制を給費制的なものに変えることのほかに、何か別の選択肢、大臣、考えられましたか、お尋ねします。

○盛山副大臣 階委員の御指摘、まことにそのとおりだろうと思います。私たちも、法務省だけではなくて、文部科学省も現在のこの状況に大変危機意識、問題意識を有しております。そうであるからこそ、いろいろな検討を我々はしてまいりました。

一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者の回復に向けた取り組みとして、司法修習生への経済的支援のあり方に関する検討のほかに、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院の改革、司法試験のあり方の検討などの取り組みを進めるとされ、各課題について必要な検討な

どを行っております。

法曹人材確保の充実強化の推進のためには、今回法案として提出しております修習給付金制度の創設とともに、この推進会議決定に掲げられた各施策をこれからもしっかりと進めていく必要があるものと我々も考えております。

○階委員 大臣にお尋ねしているんですが、ここから本当に大事なことです。大臣、答えてください。立派な答弁を期待します。

さっき言ったような調査結果を虚心坦懐に見詰めれば、やることは単純です。要は、法科大学院を修了しなければ原則司法試験は受けられない、この仕組みを変えればいいと思うんですよ。司法試験は誰もが受けられる、こういう仕組みにすれば、さっき言ったような悩みは一発で解消しますよ。

どうですか、大臣。それをやってくださいよ。お願いします。大臣、立派な答弁をお願いします。きました。非常に……（階委員「いやいや、法務省の資料ですよ、これは」と呼ぶ）いやいや、ただ、この場で拝見をしました。非常に、なるほどな、こういう要因もあるんだなというふうに受けとめました。（階委員「それはまずいですよ。自分たちの資料なんだから」と呼ぶ）いやいや、まずくはないと思います。別の形で私は事務方から聞いています。

ただ、こういうリアルな数字で全貌を、いろいろな理由が掲げてあります。こういうふうなことで、九番目、十番目の理由の中にも出てくるでし

よう。だから、こういう資料をいただいたというのを私は立派な資料と申し上げたので、それ自体は私の思いであります。

それで、法科大学院の課題が志願者減の一つの要因になっているということ、私も……（階委員「一つじゃないですよ。大きな要因ですよ」と呼ぶ）一つであつても大きいかもしれません。志願者減の要因になっているということは、委員が御指摘のとおりであるというふうには私も思います。それで、この点は、今副大臣から答弁を申し上げますが、その中で、法科大学院についても言及を今申し上げていたと思うんですね。だから、法科大学院改革というのをごさいます、司法試験のあり方の検討というのもおっしゃったと思う、法曹有資格者の活動領域の拡大、ですから、そういうさまざまな要因を受けとめて、やはり法務省と文科省、これは非常に、一緒に判断をし努力もしているわけですから、そういう中でしっかりと受けとめて検討をしていかなければいけない課題だというふうには、今改めて委員の指摘を受けとめた次第であります。

○階委員 いや、肝心なところを答えてください。これは、一番最初に示したとおり、志願者の減少というのはきのうきよう始まったことじゃないですよ。どんどん下がってきている。そして、私、この問題を最初に指摘したのは、平成二十二年ごろ、我々の政権のとき、私は、総務省の政務官として、政策評価の一環としてこの問題を調べたんですよ、かなり長い時間をかけて。そのときからこのままでは法曹志願者は大変なことになるとい

うことで、改革すべきだということと来ているんですが、さつき大臣がおっしゃられたような法科大学院改革とかいろいろやつても、全く改善の傾向が見られない。見られないどころか、さつき言ったようなアンケート調査結果ですよ。

法曹減少の一つの要因ではありません。最大の要因です。最重要課題です。

ですから、私は、どうやったら法曹志願者を回復できるか、単純なことを申し上げました。司法試験の受験資格の見直し、これをやっていただければ、すぐ回復しますよ。

それはなぜそう言えるか。予備試験の受験者は減っていないんですよ。法科大学院に行く人はほとんど減っているけれども、予備試験の受験者は減っていないんです。潜在的には法曹になりたい人はいるんです。でも、法科大学院に入って修了しなきゃ、なかなか司法試験受験のチャンスすら与えられない。だから、みんな法曹を遠ざけるんですよ、法曹から遠ざかるんですよ。だから私は言っているんです。

私もこの問題についてはずっと取り上げてきました、この委員会でも。でも、大臣、立派な答弁をされると言うのであれば、ここでぜひ御英断をお願いします。司法試験の受験資格の見直し、どうですか、大臣。

○金田国務大臣 確かに、データに基づき、そしてまたただいまの御指摘を伺って、私は、階委員のその思いという御提案は真剣にお聞きしているつもりであります。

そういう中で、先ほども申し上げました、法曹

養成制度改革推進会議の決定におきまして、平成三十年までを法科大学院の集中改革期間としていこう、そして、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上などの必要な取り組みを進めるといふふうにはされていると承知をいたしております。

ですから、委員の御指摘も踏まえ、そしてまたその改革の成果も注視していくというのは、今申し上げることのできる非常に重要な視点ではないのかなというふうには考えております。

○階委員 さっきのアンケートは、大臣、私からいい資料をいただいたなんておっしゃいましたけれども、これは法務省でやったデータですよ。このデータの……（金田国務大臣「文科省と一緒にしよう」と呼ぶ）文科省と一緒にやっているわけですよ、法務省も一緒にやっているわけですよ。そのデータの肝心なところが大臣に上がっていません。上がったことだと思えますよ、今、さっきの答弁からすると。いい話を聞いたみたいなおっしゃっているわけだから。これはおかしいですよね。

大臣、このデータを虚懐に見て何が問題かといえ、法科大学院だということは明らかじゃないですか。せっかくなので調査をしていただいたのに、あと二年も三年もこのまま放置するんですか。問題の先送りではないんですか、大臣。大臣、立派な答弁されるとおっしゃったから、私、きょう期待してました。それで通告もちゃんとしたわけだから、もう、すぐ手を打つべきだと思います。

でなければ、この調査、全く意味がなくなってしまうですよ。

もう一回お尋ねします。

もう、すぐ、平成三十年度といったら平成三十一年の三月がその終わりですから、それから検討していったら二〇二〇年を超えてしまいますよ。

どうですか、今から改革、司法試験受験資格の見直し、着手すべきだと思いますが、いかがですか。

○井野大臣政務官 せっかくですので、私も法曹資格を有する者として一言だけコメントをさせていただきます。

確かに、いろいろな法科大学院の問題等はありません。ただ、他方で、法科大学院におけるさまざまな改革が行われて、さまざまな教育を施し、そして現にもう法曹となつて活躍されていらっしゃる方もいらっしゃると思います。ですから、一概に、法科大学院は全てが問題だったというふうには我々は考えておりません。

ですの、もちろん、まだまだ足らざる面は改革をすべきだというふうに思っていますし、我々はその改革を見守っていきたいというふうに思っております。

○金田国務大臣 ただいまの御提案に対して、私は、やはり、法曹志望者が大幅に減少している、こういう中で、法曹志望者の不安を除去していく、そして法曹志望者の減少を食い止める必要があることは言うまでもないわけでありませう。

先ほど述べたとおり、そういう中において、今回のこの修習給付金制度の創設というのは、こうした法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消

するという意味においては法曹志望者の確保につながるものではないかというふうに考えていることは先ほど申し上げたとおりでありまして、その点も重要である、こういうふうに考えております。そしてまた、そもそも……（階委員「そういうデータじゃないですよ。調査結果を見ていないんですよ、ちゃんと」と呼ぶ）その調査結果については、私は、全体としての流れ、傾向を部下から聞いてはおりますが、このデータそのものをこのように詳細に分析したものを拝見したのは確かに今の席であります。ですから、この席で、委員に対しては立派な資料だと申し上げたわけでありませう。

これをベースに、考えられる要因をしっかりと分析する。例えば、法科大学院だけの問題なのか。先ほど、現に法曹養成制度改革推進会議において幾つかの点が今取り上げられて議論がされるというところであるならば、やはり文科省、法務省一緒になつてしっかりとその点も検討し、そして、法務委員会が裁判所法を審議した際に出た大きな議論としての、階委員の議論、提案といえますか、こういうお話もしっかり受けとめて、やってもらいたいということには私も同感で、考える部分の一つであります。

○階委員 井野政務官、私の質問と関係ないことを答えていると思うんですよ。私は、別に法科大学院が悪いとかなくせとか言っていないんですよ。

ただ、先ほどの調査結果を踏まえると、法科大学院という存在があるがゆえに、法曹を志願しない、あるいは志願したけれども諦めた、あるいは

将来に不安を抱える、こういうことが実際に調査結果から出ているじゃないですか。

法科大学院、これまでも、いいところはそのまま教育していただいて結構、ただ、受験資格と結びつける必要はないということを行っているわけですよ。いい法科大学院だったら、自分で勉強して司法試験を受けるよりも、法科大学院に行つて修了して、司法試験を受ける、こういう人はもちろんあつてもいいと思いますよ。ところが、今そういういい法科大学院は少ないんです。

実際、この数字も皆様に見てほしいんですが、資料の三ページ目についていますけれども、これは、司法試験合格者の中で、法科大学院を修了した上で受験した人の合格率、それから予備試験に合格した上で司法試験に合格した人の合格率、これの推移を見たものであります。これも何度か、私、この委員会に取り上げましたけれども、一貫して、予備試験に受かつて司法試験を受けた人の方が合格率が圧倒的に高いんですね。直近の数字で見ますと六一・五二%、何と法科大学院修了資格で司法試験を受けた人の三倍ですよ。だからこそ、この法科大学院、皆さん行きたがらないわけですよ。

こうした問題を放置していれば、ますますこの傾向に拍車がかかってしまう。だから、改革に手をこまねいている場合ではありません。

私は、この法科大学院の修了者の合格率が著しく低いというのは制度的にもおかしいということ、を以前申し上げたことがあります。なぜならば、予備試験の合格者のレベルは法科大学院修了者と

同じぐらいのレベルにするように予備試験の難易度というのは設定されているというのがちやんと政府の公式の文書の中にあつたわけです。ということは、この合格率はもつと接近していないとおかしいわけです。だからこそ、法科大学院、極めて人気がないし、そして制度としても本来のあり方とかけ離れてきている。

そこで、受験資格については、個人の選択に任せて、行きたければ法科大学院、いやいや、自分はずから力で司法試験、こうした選択の余地を認めるべきではないかということも言っているわけです。法科大学院が悪いとも言っていない。また、ついでに言えば、私の申し上げましたような、受験資格をフリーにすることを認めるのであれば、私は、その後、給費制ということもこれはあつてもいいのかなと思つています。ただ、肝心なところに手をつけないで、給費制のものだけ復活するというのは、問題の先送りになりません。

だからこそ、今、この場で、大臣に踏み込んだ答弁をお願いしたいんです。もう一度、大臣、ここは大事なところですから、今の予備試験と法科大学院で極めて司法試験の合格率が違うということも踏まえて、合格率が違う理由ということもお尋ねしようと思いましたが、これはもう今までの議論で明らかになつたと思います。結論だけもう一度大臣にお尋ねします。受験資格の見直しをぜひ、もう今から進めていただきたい。大臣、どうですか。

○金田国務大臣 階委員の御指摘は、先ほどから

拝聴をいたしております。受験資格と法科大学院を直接結びつける必要はないという御指摘もその中であつたと思います。

私は、法曹志願者、志望者が減少していることの原因はいろいろ幾つかあると思います。その中で、ただいま御指摘の点が非常に大きな要素を占めるという委員の御指摘に対しましては、私もなるほどなと思う部分があるわけでありまして、

したがいまして、先ほどから申し上げておるんですけれども、司法試験受験資格の見直しの議論にもなるうかと思ひますが、一方で、平成三十年、二十九年にことし入つたわけですけれども、平成三十年までを法科大学院集中改革期間として、これは年度ですかね、文科省において法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上について必要な取り組みを進めるといふふうに推進会議の決定でされたところでありまして。まずは、その改革の成果も注視したいと思つておりますし、ただいまの委員の御指摘というものも、そういう場で当然受けとめられて議論がなされるのではないかと私は思うわけでありまして。

したがいまして、そういう意味において、これは、若い人たちが、法曹の世界にしっかりと人材が来るようにするという大事な大事なテーマですから、そういう意味のある議論が、推進会議決定による三十年までにどうするかというふうな議論が行われるのであるならば、その中でその議論もなされるように私は期待をしたい、こういうふうに思つております。

○階委員 推進会議の決定はたしか平成二十六年

ぐらいでしたか、もうそれから二年以上たつているわけですね。それで、このアンケートの答えは昨年の秋ですよ。推進会議で法科大学院改革をしましょうと言つて、二年ぐらいたつてもこのありさまですよ。だから、私は、こういう調査、せっかく法務省も加わつてまとめたわけだから、早く手を打つべきだ。

それで、大臣、私、もつと部下に怒るべき話だと思ひますよ、今回のことは。というのも、先ほど私が指摘したデータについて、この場で言われるまで気づいていなかったということは、こういう調査結果がありながら、肝心なところは大臣に伝えないで、むしろ枝葉の部分だけ伝えて、給費制だけやればいいというふうに言われてこの法案になつているんじゃないですか。大臣、なめられてるんじゃないですか。もし大臣がこのデータを見ていたら、違う法案になつたんじゃないですか。

大事なことはどつちですか。データを虚心理儀に見れば、政治家だったら、どつちが大事か、どつちの優先順位が高いかわかるでしょう。法曹じやなくても、政治家の、一般の常識の高い方であれば、これはもう火を見るよりも明らかだと思います。今やるべきは、まず司法試験の受験資格を見直すことだと思ひます。

大臣、官僚の入れ知恵に頼らずに御自身の考えで述べてください。よろしくお願ひします。

○金田国務大臣 階委員から提言がございました。私は、この法科大学院の現状について報告を受けていないわけではないということをはっきり申

し上げさせていただきます。法科大学院が、入る方も、そして司法試験に受かる方も少ない、少なくなってきたという現状は私も私なりに部下からちゃんと聞いておりますことを申し上げたい。

しかし、今いただいたような、こういう精緻な資料を何枚かいただいてこの話に臨んだことは、私は残念ながら初めてだということは、それは認めます。

しかし、そういう状況の中で、結局は、私が今その資料で拝見することと、以前に聞いていた内容とが一致しますので、それに対しては、先ほど申し上げたとおり、決してこれを野放しにするわけにはいかない課題だというものも私は感じております。だから、先ほどのような答弁をしたのであります。

そこは、文科省はきょうは呼ばれておりませんね。でも、法務省と文科省はきつちり連携をしながら、法科大学院の抜本的な組織見直しあるいは教育の質の向上といったような必要な取り組みもしていこう、こういう考え方を持つておるわけですから、そういう中で、委員の御指摘を踏まえて、検討をしていくプロセスを用意すれば、それはそれで非常に大きな前進になるのではないかというふうに私は思うわけでありませぬ。

したがって、そういう努力をする価値のある御質問だというふうに私は思っており、お聞きしておりました。

○階委員 平成三十年度が終わるまで、大臣、失礼ですがけれども、大臣でい続けられませんか。

今やるしかないんですよ、これは。せっかくなので、こういうデータも出てきたわけだから、今政治主導でやるべきですよ。

大臣、きょうは時間が終わったので続きはまた今度にしますが、ぜひこれは真剣に考えていただきたいと思っております。終わります。